

調布市立調和小学校整備並びに
維持管理及び運営事業

特定事業契約 約款

調 布 市

調和小学校市民サービス株式会社

平成13年3月22日

前 文	5
第1章 総則	5
(目的及び解釈)	5
(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	6
(事業日程)	6
(本件事業の概要)	6
(事業者の資金調達)	6
第2章 本件施設等の設計	6
(本件施設の設計)	6
(屋外運動場の設計)	7
(許認可及び届出)	7
(設計の変更)	7
(屋外運動場の設計の完了)	7
第3章 本件施設等の建設及び整備	8
第一 総則	8
(本件施設等の建設及び整備)	8
(施工計画書等)	8
(第三者への委託等)	8
(工事監理者)	9
(本件施設の建設に関する許認可及び届出等)	9
(建設場所の管理)	9
(建設に伴う各種調査)	9
(本件施設等の建設及び整備に伴う近隣対策)	9
(履行保証等)	10
第二 市による確認	10
(市による説明要求及び建設現場立会い等)	10
第三 本件施設の完工等	10
(本件施設の完工検査)	10
(市による本件施設の完工確認)	11
(市による本件施設の完工確認通知)	11
(事業者による本件施設の維持管理体制整備)	11
(市による本件施設の維持管理体制確認)	11
(事業者によるプール施設の運営体制整備)	11
(市によるプール施設の運営体制確認等)	12
(維持管理及び運営開始の遅延)	12

第四 屋外運動場の完工等	12
(事業者による屋外運動場の完工検査)	12
(市による屋外運動場の完工検査)	12
(市による屋外運動場の完工確認通知)	12
(屋外運動場の完工の遅延)	13
第五 工期の変更等	13
(工期の変更)	13
(工期の変更による費用負担)	13
(工事の中止)	13
第六 損害の発生等	14
(建設工事中に事業者が第三者に及ぼした損害)	14
(不可抗力による損害)	14
(建設期間中の保険)	14
第4章 本件施設の引渡し等	14
(引渡し手続)	14
(瑕疵担保責任)	14
第5章 本件施設等の維持管理及び運営	15
第一 総則	15
(許認可及び届出等)	15
(近隣対策)	15
(第三者への委託)	15
第二 本件施設等の維持管理	16
(本件施設等の維持管理)	16
(維持管理業務計画書の提出)	16
(本件施設等の修繕)	16
第三 温水プールの運営	16
(温水プールの運営)	16
(運営業務計画書の提出)	16
(サービスプログラムの提供)	17
第四 市による業務の確認等	17
(モニタリングの実施)	17
(業務報告書)	18
第五 サービス購入費の支払い	18
(サービス購入費の支払)	18
(サービス購入費の変更)	18
(サービス購入費の減額)	19

(サービス購入費の返還)	19
第六 第三者に及ぼした損害等	19
(第三者に及ぼした損害等)	19
第6章 契約期間及び契約の終了	19
(契約期間)	19
(事業者の債務不履行による契約の早期終了)	20
(市の債務不履行)	21
(市による任意解除)	21
(市及び事業者に帰責事由のない場合)	22
第7章 法令変更	22
(通知の付与)	22
(協議及び追加費用の負担)	22
(契約の終了)	22
第8章 不可抗力	23
(通知の付与)	23
(協議及び追加費用の負担)	23
(不可抗力への対応)	23
(契約の終了)	23
第9章 その他	24
(公租公課の負担)	24
(協議)	24
(契約上の地位の譲渡)	24
(財務書類の提出)	24
(秘密保持)	25
(出資者による保証)	25
(事業者に対する制約)	25
第10章 雑則	25
(請求, 通知等の様式その他)	25
(準拠法)	25
(管轄裁判所)	25
(解釈)	26
別紙1 日程表	27
別紙2 事業概要書	28
別紙3 設計に伴う提出図書	29
別紙4 着手時の提出図書	30
別紙5 施工時の提出図書	31

別紙 6	サービス購入費の金額及び支払スケジュール	32
別紙 7	市又は事業者が付保する保険	36
別紙 8	竣工時の提出図書（本件施設）	42
別紙 9	竣工時の提出図書（屋外運動場）	43
別紙 10	本件施設の引渡し方法及び所有権移転手続	44
別紙 11	業務報告書の概要	45
別紙 12	維持管理・運営費部分の減額及び支払い停止の方法	46
別紙 13	法令変更による損害金分担規定	47
別紙 14	不可抗力による損害金分担規定	48
別紙 15	保証書の様式	49
別紙 16	定義集	52

前 文

調布市（以下「市」という。）では、児童・生徒の教育環境を良好に保つため、小規模校の解消又は小規模校化の防止を含めた学校規模の適正化方策の一つとして、調布市立野川小学校及び調布市立大町小学校の両校を統合して調布市立調和小学校を新設した。そして、調和小学校において、「21世紀にふさわしい、夢のある学校施設」を目指し、児童の教育効果の面はもとより生涯学習施設としての機能面、地域の拠点としての学校の役割等が十分に発揮できるよう、「特色ある学校づくり」、「地域に開かれた学校づくり」を行うことを目的として、新校舎等の整備を行うこととした。

市は、新校舎等の整備並びに維持管理及び運営事業（以下「本件事業」という。）の実施に当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の趣旨にのっとり、民間企業の施設維持管理及び運営能力を最大限に利用するために、本件施設等の設計の一部、建設及び整備、譲渡、並びに維持管理及び運営から成る事業を民間事業者に対して一体の事業として発注することとした。

市は、本件事業の入札説明書（以下「入札説明書」という。）に従い入札を実施し、最も優れた提案を行った民間事業者グループ（三井物産株式会社、鹿島建設株式会社、株式会社間組、林建設株式会社、株式会社ハリマビシステム及びセントラルスポーツ株式会社により構成）を落札者として決定し、当該民間事業者グループは、入札説明書に従い本件事業を実施するために市と平成13年2月27日付の基本協定書を締結し、これに基づき調和小学校市民サービス株式会社（以下「事業者」という。）を設立した。

市及び事業者は、本件事業の実施に関して、次のとおり合意する。

第1章 総則

（目的及び解釈）

第1条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

2 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙16において定められた意味を有するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本件事業が学校教育施設としての公共性を有することを十分理解し、本件事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本件事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第3条 本件事業は、別紙1として添付する日程表に従って実施されるものとする。

(本件事業の概要)

第4条 本件事業は、屋外運動場の設計、本件施設等の建設及び整備、本件施設の市に対する譲渡、本件施設等の維持管理及び温水プールの運営並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

2 事業者は、本件事業を、本約款並びに入札説明書等及び応募者提案に従って遂行しなければならない。なお、屋外運動場の設計、本件施設等の建設、本件施設等の維持管理及び運営の概要は、別紙2として添付する事業概要書において明示されるものとする。

3 本件施設の名称は、調布市立調和小学校とする。

(事業者の資金調達)

第5条 本件施設等の設計費用のうち屋外運動場にかかるもの、V E 提案による設計変更費用、本件施設等の建設及び整備費用、並びにこれらに関連する一切の費用は、全て事業者が負担するものとし、また本件事業に関する事業者の資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、全て事業者が自己の責任において行うものとする。

2 事業者は、本件事業に関する資金調達に対して、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。また市は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。

第2章 本件施設等の設計

(本件施設の設計)

第6条 本件施設の設計については、市が行った実施設計(事業者のV E (value engineering) 提案に基づく実施設計変更があった場合には、変更後の実施設計)によるものとする。

2 V E 提案に基づく設計変更の費用は、事業者が負担する。また、設計図書に関する責任は市及び設計事務所が負担することとし、V E 提案により変更された設計図書についても同様とする。但し、V E 提案内容、V E 提案の実施、及び当該V E 提案が影響を及ぼす部分についての責任は事業者が負担するものとし、市が当該V E 提案を適正であると認めたことをもって事業

者の上記責任が軽減又は免除されるものではないこととする。

(屋外運動場の設計)

第7条 事業者は、本契約並びに入札説明書等及び応募者提案に従い、日本国の法令を遵守し、市と協議の上、屋外運動場の設計を行う。

2 事業者は、自身の行った屋外運動場の設計に関する一切の責任(設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更から発生する増加費用の負担を含む。)を負担する。

3 事業者は、屋外運動場の設計の進ちょく状況に関して、定期的に市に対して報告を行うものとする。

(許認可及び届出)

第8条 屋外運動場の設計に関する義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者が自己の責任及び費用において取得する。

2 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は事業者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

3 市が事業者に対して協力を求めた場合、事業者は市による設計に関する許認可取得、届出に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

(設計の変更)

第9条 市は、必要があると認める場合、書面により設計の変更を事業者に求めることができる。事業者は、当該変更の請求に対し速やかに検討の結果を市に通知しなければならない。ただし、市は、工期の変更を伴う設計変更を事業者に請求することはできない。

2 市の請求により設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、設計変更についての帰責性の割合に応じて、市又は事業者が当該費用を負担する。

3 事業者は、市の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできない。

4 事業者が市の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、設計変更についての帰責性の割合に応じて、市又は事業者がその費用を負担する。

(屋外運動場の設計の完了)

第10条 事業者は、屋外運動場の設計を完了した場合、速やかに別紙3に記載する図書を市に対して提出するものとする。

2 市が設計に伴う提出図書と入札説明書等又は応募者提案の間に不一致があると認めた場合、市は速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を事業者に対して通知するものとする。

3 事業者が前項に規定する通知を受領した場合、事業者は速やかに当該不一致を是正し、市の確認を経るものとする。なお、当該是正は、事業者の責任及び費用をもって行われるものとし、

またこれによる工期の変更は本約款第 34 条の規定に従うものとする。

- 4 市は、市が本約款第 7 条第 3 項に規定する進ちょく状況の報告を受けたこと、本条第 1 項に規定する図書を受領したこと、事業者に対して本条第 2 項に規定する通知を行ったこと又は本条第 3 項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、屋外運動場の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第 3 章 本件施設等の建設及び整備

第一 総則

(本件施設等の建設及び整備)

第 11 条 事業者は、請負人をして、本契約、入札説明書等及び応募者提案に従い、本件施設の建設工事及び整備工事を施工させるものとする。

- 2 仮設、施工方法その他本件施設を完成するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定めるものとする。

(施工計画書等)

第 12 条 事業者又は工事監理者は、別紙 4 に規定する書類を、本件施設等の工事の着手前に市に提出するものとする。

- 2 事業者は、工事工程表を作成し、市に提出の上、請負人をして、これに従って工事を遂行させるものとする。
- 3 事業者は、本件施設の工期中、請負人をして工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。
- 4 事業者又は工事監理者は、別紙 5 に規定する書類を施工時に市に提出するものとする。
- 5 請負人は、建設工事安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)、建設副産物適正処理推進要綱、建設工事共通仕様書及び同標準図、機械設備工事共通仕様書及び同標準図、電気設備工事共通仕様書及び同標準図、その他の関連要綱・各種基準等を参照して工事を施工するものとする。

(第三者への委託等)

第 13 条 事業者は、本件施設等の建設及び整備を請負人に委託又は請け負わせるものとし、事前に市の承諾を得た場合を除き、上記以外の者に、本件施設等の建設及び整備の全部又は大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。但し、事業者は、各業務工程の着手前に市へ届け出ることにより、本件施設等の建設及び整備工事の一部を第三者に委託し、又は下請人を使用することができる。下請人が第三者への委託をする場合又は下請人を使用する場合も同様とする。

- 2 受託者及び請負人(下請負人を含む)の使用は全て事業者の責任において行うものとし、受託者又は請負人その他の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(工事監理者)

第 14 条 事業者は、株式会社横河建築設計事務所を工事監理者としておく。

- 2 市は事業者を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、また事業者は工事監理者をして事業者を通じて市に定期的に報告を行わせるものとする。
- 3 工事監理者は、作成した月報及び監理報告書を、翌月 8 日までに事業者に対して提出するものとし(ただし、当該日が調布市の休日に関する条例(平成元年調布市条例第 23 号)にいう調布市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の翌日とする。)、事業者はこれをその翌々日までに市に対して提出するものとする(ただし、当該日が休日に当たるときは、休日の翌日とする。)。

(本件施設の建設に関する許認可及び届出等)

第 15 条 事業者は、本件施設の建設に関する本契約上の義務を履行するために必要となる一切の許認可を、自己の責任及び費用において取得する。

- 2 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は事業者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 3 市が事業者に対して協力を求めた場合、事業者は市による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

(建設場所の管理)

第 16 条 本件施設等の建設及び整備場所の管理は、事業者が善良なる管理者の注意義務をもって行う。

(建設に伴う各種調査)

第 17 条 事業者は、本件施設等の建設及び整備のために市が行った測量及び地質調査の結果に基づき本件施設等を建設及び整備するものとする。

- 2 市が前項に従い実施した測量及び地質調査の不備、誤謬等から発生する一切の責任は、市がこれを負担するものとする。
- 3 事業者は、建設及び整備に伴う各種調査等を行う場合、市に事前に連絡した上で行うものとする。

(本件施設等の建設及び整備に伴う近隣対策)

第 18 条 事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞そ

の他建設及び整備工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。なお、かかる近隣対応について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

(履行保証等)

第 19 条 事業者は、本件施設の建設請負工事に関して、請負人をして、建設請負工事費に相当する費用の 10%の履行保証保険の付保又はこれと同等の保証契約を締結せしめ、着工までに履行保証保険証券の写しを市に提出するものとする。

第二 市による確認

(市による説明要求及び建設現場立会い等)

第 20 条 市は、本件施設等が設計図書に従い建設及び整備されていることを確認するために、本件施設等の建設及び整備について、事業者に事前に通知した上で、事業者又は請負人に対して説明を求めることができるものとし、また建設現場において建設状況を立会いの上確認することができるものとする。

2 事業者は、前項に規定する説明及び確認の実施について、市に対して最大限の協力を行うものとし、また請負人をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3 前 2 項に規定する説明又は確認の結果、建設状況が設計図書又は応募者提案の内容を逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

4 事業者は、工期中において事業者が行う、工事監理者が定める本件施設等の検査又は試験について、事前に市に対して通知するものとする。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。

5 市は、本条に規定する立会い又は確認等の実施を理由として、本件施設等の建設及び整備の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第三 本件施設の完工等

(本件施設の完工検査)

第 21 条 事業者は、自己の責任及び費用において、本件施設の完工検査並びに器具及び備品のテスト等を行うものとする。なお、事業者は、市に対して、事業者が行う完工検査の 7 日前に、完工検査を行う旨を通知するものとする。

2 市は、事業者が前項の規定に従い行う完工検査、並びに器具及び備品の検査への立会いを求めることができる。

3 事業者は、完工検査に対する市の立会いの有無を問わず、市に対して完工検査の結果を検査

済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

(市による本件施設の完工確認)

第22条 市は、事業者による前条の完工検査の終了後、本件施設の引渡しに先立ち、以下の方法により完工確認を実施するものとする。

- (1) 市は、請負人及び工事監理者立会いのもとで、完工確認を実施する。
- (2) 完工確認は、設計図書及び承諾書との照合により実施する。
- (3) 機器・備品等の試運転等は、市による完工確認前に事業者が実施し、その報告書を市に提出する。なお、市は、試運転等には立ち会わない。
- (4) 事業者は、試運転とは別に、機器・備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。

(市による本件施設の完工確認通知)

第23条 市が第22条に基づき本件施設が設計図書に従い建設されていること及びその維持管理が可能であることを確認し、かつ、事業者が提案に基づき別紙7に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその保険証書の写しを別紙8に掲げる竣工図書と共に市に対して提出した場合、市は事業者に対して速やかに完工確認書を交付するものとする。

- 2 事業者は、市の完工確認書を受領しなければ本件施設の維持管理を開始することはできないものとする。
- 3 市は、事業者から交付された竣工図書につき、本件施設の修繕、改修等のために使用し、必要な改変等を行うことができる。

(事業者による本件施設の維持管理体制整備)

第24条 事業者は、本件施設の維持管理・運営開始予定日までに、本件施設の維持管理に必要な人員を確保し、かつ、維持管理に必要な訓練、研修等を行うものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、維持管理仕様書に従って本件施設を維持管理することが可能となった段階で、市に対して通知を行うものとする。

(市による本件施設の維持管理体制確認)

第25条 市は、本件施設の引渡しに先立ち、維持管理体制の確認を行うものとする。

(事業者によるプール施設の運営体制整備)

第26条 事業者は、平成14年9月1日に先立ちプール施設の運営に必要な人員を確保し、かつ、運営に必要な訓練、研修を行わなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、運営仕様書に従ってプール施設を運営することが可能となった段階で、市に対して通知を行うものとする。

(市によるプール施設の運営体制確認等)

第 27 条 市は、事業者からプール施設の運営が可能となった旨の通知を受けた後、施設の具体的運営状況並びに施設の器具及び備品を確認するために、温水プールの運営開始前に事業者に対して施設の試運転を求めることができる。

2 前項の確認の結果、市が施設の運営が運営仕様書の条件を満たしていないと判断した場合、事業者に対して是正を求めることができる。

(維持管理及び運営開始の遅延)

第 28 条 本件施設の維持管理及び運営の開始が維持管理・運営開始予定日より遅れた場合、又はプールの利用開始が平成 14 年 9 月 1 日より遅れた場合において、事業者に帰責事由がある場合には、事業者は市に対し、それぞれ年間の維持管理費用相当額又は運営費用相当額の、年 8.25%の割合による金額を日割り計算により支払うものとし、事業者に帰責事由がない場合においては、市は、事業者の合理的な増加費用を負担するものとする。

第四 屋外運動場の完工等

(事業者による屋外運動場の完工検査)

第 29 条 事業者は、自己の責任及び費用において、屋外運動場の完工検査並びに器具及び備品のテストを行う。

2 市は、事業者が行う完工検査への立会いを求めることができるものとする。

3 事業者は、市に対して、事業者が行う完工検査の 7 日前に、完工検査を行う旨を通知するものとする。

4 完工検査に対する市の立会いの有無を問わず、事業者は、市に対して完工検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとする。

(市による屋外運動場の完工検査)

第 30 条 市は、以下の方法により完工確認を実施するものとする。

(1) 市は、請負人及び工事監理者立会いのもとで、完工確認を実施する。

(2) 完工確認は、設計図書及び承諾書との照合により実施する。

(3) 機器・備品等の試運転等は、市による完工確認前に事業者が実施し、その報告書を市に提出する。なお、市は、試運転等には立ち会わない。

(4) 事業者は、試運転とは別に、機器・備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。

(市による屋外運動場の完工確認通知)

第 31 条 市が前条に基づき屋外運動場が設計図書に従い整備されていることを確認し、かつ、別紙 9 に掲げる竣工図書を市に対して提出した場合、市は事業者に対して速やかに完工確認

書を交付するものとする。

- 2 市は、事業者から交付された実施設計図及び竣工図書につき、屋外運動場の修繕、改修等のために使用し、必要な改変等を行うことができる。

(屋外運動場の完工の遅延)

- 第 32 条 屋外運動場の完工が平成 14 年 8 月 31 日より遅れた場合において、事業者に帰責事由がある場合には、事業者は市に対し、屋外運動場の整備工事費相当額の、年 8.25%の割合による金額を日割り計算により支払うものとし、事業者に帰責事由がない場合においては、市は、事業者の合理的な増加費用を負担するものとする。

第五 工期の変更等

(工期の変更)

- 第 33 条 市が事業者に対して工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。
 - 2 不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として事業者が工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。ただし、市と事業者の間において協議が整わない場合、市が合理的な工期を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

(工期の変更による費用負担)

- 第 34 条 市の責めに帰すべき事由、不可抗力、又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本件施設の引渡しが遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払うものとする。
 - 2 事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡しが遅延した場合、事業者は、当該遅延に伴い市に発生した損害額に相当する金額を市に対して支払うものとする。

(工事の中止)

- 第 35 条 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知した上で、本件施設の建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 2 市は、前項に従い工事の施工を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工期を変更することができる。また、市は当該工事の一時中止が事業者の責めに帰すべき場合を除き、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は事業者に損害を及ぼした場合は、その必要な合理的費用を負担し、又は損害を賠償しなければならない。

第六 損害の発生等

(建設工事中に事業者が第三者に及ぼした損害)

第 36 条 事業者が本件施設等の建設及び整備工事の施工により第三者に損害を及ぼした場合、当該損害のうち事業者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、事業者が当該損害を賠償しなければならない。

2 第 1 項の場合において、当該損害のうち事業者の責めに帰すべき事由により生じたもの以外については、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含め、市がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による損害)

第 37 条 市が本件施設等の完工を確認する前に、不可抗力により、本件施設等、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた場合、市は直ちに調査を行い、損害(事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 第 1 項に規定する損害(追加工事に要する費用を含む。)に係る追加費用は別紙 14 に規定する負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとする。

(建設期間中の保険)

第 38 条 事業者は、本件施設等の建設期間中、請負人をして第三者賠償保険に加入させるものとする。

第 4 章 本件施設の引渡し等

(引渡し手続)

第 39 条 事業者は、市が完工確認書を事業者に提出した場合、速やかに本件施設を市に譲渡するものとする。なお、本件施設の引渡し方法及び所有権移転手続の詳細は、別紙 10 において規定するものとする。

(瑕疵担保責任)

第 40 条 市は、本件施設等に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本件施設の引渡し又は屋外運動場の完工確認書交付の日から10年以内に行わなければならない。
- 3 市は、本件施設の引渡し又は屋外運動場の完工確認書交付の際に瑕疵があることを知ったときは、第1項にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 市は、本件施設等が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を市が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 事業者は、請負人をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、措置をとるものとする。

第5章 本件施設等の維持管理及び運営

第一 総則

(許認可及び届出等)

第41条 事業者は、本件施設等の維持管理及び運営に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可を、自己の責任及び費用において取得する。

2 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は事業者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

3 市が事業者に対して協力を求めた場合、事業者は市による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

(近隣対策)

第42条 事業者は、自己の責任及び費用において、本件事業に関して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。なお、かかる近隣対策の実施について、市は事業者に対して必要な協力を行う。

(第三者への委託)

第43条 事業者は、事前に市へ届け出た場合を除き、出資者以外の者に本件施設等の維持管理の全部又は大部分を委託してはならない。維持管理の一部に関しては、事前に市に通知することにより出資者以外の者に委託できるが、この場合当該委託が終了したときにはその旨市に通知するものとする。

2 事業者は、プールの運営業務を、株式会社ハリマビシステムに委託するものとする。事業者が

事前に市へ届け出ることにより、株式会社ハリマビシステムは第三者にプール運営業務の一部を委託することができるものとする。この場合において、受託者の使用は全て事業者の責任において行うものとし、受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

第二 本件施設等の維持管理

(本件施設等の維持管理)

第 44 条 事業者は、入札説明書等及び応募者提案に従い、市と協議により維持管理仕様書を作成し、維持管理・運営期間中、自己の責任及び費用において、本契約及び維持管理仕様書に従って、本件施設等の維持管理業務を遂行する。

2 維持管理仕様書は、合理的な理由に基づき市又は事業者が請求した場合において、市と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

(維持管理業務計画書の提出)

第 45 条 事業者は、各事業年度の本件施設等の維持管理業務計画書を、当該事業年度が開始する 30 日前までに市に提出し、その確認を受けなければならない。維持管理業務計画書の記載事項については、市が定めて事業者に対して通知するものとする。

(本件施設等の修繕)

第 46 条 事業者は、本件施設等の修繕を、維持管理仕様書に従い、自己の責任及び費用において実施する。ただし、市の責めに帰すべき事由により本件施設等の修繕を行った場合、市はこれに要した一切の費用を負担する。

3 事業者が本件施設等の修繕を行った場合、事業者は必要に応じて当該修繕を竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を市に対して提出しなければならない。

第三 温水プールの運営

(温水プールの運営)

第 47 条 事業者は、入札説明書等及び応募者提案に従い、市と協議により運営仕様書を作成し、維持管理・運営期間中、自己の責任及び費用において、本契約及び運営仕様書に従って、本件施設の体育館棟のうち温水プール(ただし、器具及び備品を含む。)を運営するものとする。

2 市は、事業者と協議のうえ、運営仕様書の内容を変更することができる。これに伴い、運営費用が増加する場合には、市は増加分を負担するものとする。

(運営業務計画書の提出)

第 48 条 事業者は、各事業年度の運営業務計画書を当該事業年度が開始する 30 日前までに市に

提出し、市の確認を受けるものとする。

2 運營業務計画書の記載事項については、市が定めて事業者に通知するものとする。

(サービスプログラムの提供)

第 49 条 事業者は、温水プールの一般開放において運営仕様書に従って作成したサービスプログラムを提供するものとする。

2 事業者は、サービスプログラムを実施する前に、市に対して、当該サービスプログラムの具体的内容を通知するものとする。

3 事業者が、市に対して通知したサービスプログラムの内容を運営仕様書の範囲内で変更する場合、事前に市に対して通知するものとする。なお、当該変更について、市及び事業者は適宜協議するものとする。

第四 市による業務の確認等

(モニタリングの実施)

第 50 条 市は自らの費用負担において、本件施設等の維持管理及び温水プールの運営に関して、維持管理仕様書及び運営仕様書が規定するサービスが提供されていることを確認するために、以下のとおりモニタリングを行うものとする。なお、モニタリング項目については各モニタリングの実施日までに市が決定するものとする。

(1) 定期モニタリング

市は、月に一回、事業者から提出される業務報告書を検討するほか、必要に応じて、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

(2) 随時モニタリング

市は、定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

(3) 説明要求及び立会い

市は、本件施設等の維持管理及び運営について、運営期間中、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して説明を求め、又は本件施設等においてその維持管理及び運営状況を立会いの上確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき市に対して最大限の協力を行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、本件施設等の維持管理及び運営状況が維持管理仕様書若しくは運営仕様書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を指導するものとし、事業者は第 51 条に記載する業務報告書においてかかる指導に対する対応状況を市に対して報告しなければならない。

市は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、本件施設等の維持管理及び温水プールの運営の、全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(4) その他

市は、必要に応じて、温水プールについて利用者等へのヒアリングを行うものとする。

(業務報告書)

第 51 条 事業者は、維持管理仕様書及び運営仕様書に基づき、本件施設等の維持管理及び運営状況を正確に反映した日報、月報及び半期報告書を業務報告書として作成するものとする。

- 2 前項に規定する業務報告書に記載すべき内容は、別紙 11 に記載するとおりとする。
- 3 事業者は、作成した日報を、常時閲覧できるように管理・保管しなければならない。
- 4 事業者は、作成した月報を、翌月の 10 日までに、市に対して提出するものとする。
- 5 事業者は、作成した半期報告書を、半期末の翌月の 10 日までに、市に対して提出するものとする。

第五 サービス購入費の支払い

(サービス購入費の支払)

第 52 条 市は、事業者が維持管理仕様書及び運営仕様書に従い本件施設等を適切に維持管理及び運営していることを市が確認することを条件として、事業者に対して、別紙 6 に定める金額及びスケジュールに従い、サービス購入費を支払うものとする。

- 2 市は、平成 14・15 年度における本件施設のプール利用者数の実績等を勘案して基本利用者数を定め、それを超える利用者数(学校教育で使用する場合等の利用者数を除く。)に応じた変動費を、第 1 項に規定するサービス購入費の一部として平成 16 年度から支払う。なお、市は利用実績を確認することを条件として変動費を支払うものとし、また、基本利用者数等は利用実績を踏まえて 5 年ごとに見直すことができるものとする。
- 3 第 1 項に規定する確認は、主として事業者が市に対して提出する業務報告書を通じて行うものとする。市は事業者に対して当該確認の結果を通知するものとし、当該通知の後に事業者は市に対してサービス購入費支払の請求書を提出する。サービス購入費支払手続の詳細については、市と事業者が協議して定めるものとする。なお、当該確認の結果、事業者に対するサービス購入費の支払額が減額されることがある。

(サービス購入費の変更)

第 53 条 前条第 1 項にかかわらず、平成 a 年度の業務に対するサービス購入費の支払額は、物価変動に伴い、以下の算式に従って、変更されるものとする。

$$P_1 + (P_2 + P_3) \times C S P I_{a-1} / C S P I_{13}$$

ただし、 $C S P I_x$: 日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数(総平均)の平成 X 年度平均値

P_1 : 施設整備費部分

P_2 : 維持管理・運営費部分(固定費)

P₃：維持管理・運営費部分（変動費）

（サービス購入費の減額）

第 54 条 業務報告書の記載により，本件施設等の維持管理及び運営について，市が求める維持管理仕様書又は運営仕様書の水準を満たしていない事項が存在することが市に判明した場合，市は事業者に対して当該事項の是正を指導するものとする。

2 市が事業者に対して第 1 項に規定する指導を行った後市が提示する是正期間を経過しても当該指導の対象となった事項が各仕様書の求める水準に至るまで改善されない場合，市は事業者に対して支払うサービス購入費の額を別紙 12 記載の方法により減額するものとする。

（サービス購入費の返還）

第 55 条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合，事業者は市に対して，当該虚偽記載がなければ市が減額し得たサービス購入費の相当額を返還しなければならない。

第六 第三者に及ぼした損害等

（第三者に及ぼした損害等）

第 56 条 事業者は，本件施設等の維持管理及び運営に際して，事業者の責めに帰すべき事由により，市又は第三者に損害を与えた場合及び市又は第三者に損害が生じた場合，市又は第三者が被った損害を賠償しなければならない。

2 また，本件施設等の維持管理及び運営業務に伴い通常避けることができない騒音等の理由により第三者に損害を及ぼした場合は，市がその損害を賠償しなければならない。

3 市は，前 2 項に定める損害賠償に係る市の負担に備えるために，別紙 7 に記載する保険に加入するものとする。

4 事業者は，第 1 項，第 2 項に定める損害賠償に係る事業者の負担に備えるために，本件施設等の維持管理・運営期間は，別紙 7 記載の保険に加入するものとする。

第 6 章 契約期間及び契約の終了

（契約期間）

第 57 条 本契約は，締結の日から効力を生じ，平成 29 年 3 月 31 日をもって終了する。

2 事業者は，契約終了にあたっては，市に対して，維持管理仕様書及び運営仕様書記載の業務その他それに付随する業務のために本件施設等を市が継続使用できるように本件施設等の維持管理及び運営に関して必要な事項を説明し，かつ，事業者が用いた維持管理及び運営に関する操作要領，申し送り事項その他の資料を提供するほか，引継ぎに必要な協力をを行う。

(事業者の債務不履行による契約の早期終了)

第 58 条 本件施設等の維持管理・運営開始前において、次に掲げる場合は、市は、事業者に対して書面により通知した上で事業協定の全部を終了させることができる。

- (1) 事業者が、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、引渡し予定日から 30 日が経過しても本件施設の引渡しができないとき、又はその見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、事業者が事業協定に違反し、その違反により事業協定の目的を達することができないと認められるとき。

2 本件施設の引渡日以降において、次に掲げる場合は、市は、事業者に対して書面により通知した上で事業協定に基づくサービス購入費の支払を相当期間を定めて一時停止する。当該相当期間中に当該事項が是正されない場合は事業者に対して書面により通知した上で事業協定の全部を終了させることができる。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、連続して 30 日以上又は 1 年間に於いて 60 日以上、事業者が本件施設等の維持管理又は運営業務において市の求める仕様が確保されないとき。
- (2) プールの運営体制が、維持管理・運営開始予定日より 30 日経過しても整わないとき。
- (3) 屋外運動場の維持管理体制が平成 14 年 9 月末日になっても整わないとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業協定の履行が困難となったとき。
- (5) (1)ないし(4)に規定する場合のほか、事業者が事業協定に違反し、その違反により事業協定の目的を達することができないと認められるとき。

3 市は、維持管理・運営費部分の支払い停止等の場合、別紙 12 に従い事業協定を終了させることができる。

4 本件施設の引渡日の前後を問わず、次に掲げる場合は、市は、事業者に対して書面により通知した上で、事業協定の全部を終了させることができる。

- (1) 事業者が、事業を放棄し、30 日間以上に渡りその状態が継続したとき。
- (2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(事業者の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が、自己の負担する金 5,000 万円以上の債務の履行を 60 日間以上に渡り遅延したとき。
- (4) 事業者が、業務報告書に著しい虚偽記載を行ったとき。

5 損害賠償等

- (1) 本件施設の引渡し前に事業者の責めに帰すべき事由により事業協定が解除された場合、事業者は、市に対して、本件施設の施設整備費相当額の 10 分の 1 に相当する額を違約金

として支払うものとする。また、出来形部分が存在し、市が当該出来形部分を解除の後
に利用する場合には、市は当該出来形部分を確認の上これを買受けることができるも
のとし、市は当該出来形部分の買受代金と上記違約金の対当額を相殺により決済するこ
とができる。なお、市が本件土地を原状（更地）回復することが妥当と判断し、これを
事業者へ通知した場合、事業者は本件土地を原状（更地）に回復した上で市に対して引
き渡し、かつ、市が解除により被った損害のうち、前記違約金により回復されないもの
があるときは、これを賠償する。

- (2) 本件施設の引渡し後に事業者の責めに帰すべき事由により事業協定が解除された場合、
市はサービス購入費のうち、施設整備費部分を、解除前の支払スケジュールに従って支
払う。ただし、屋外運動場の整備が完了していない場合には、金額を調整する。事業者
は違約金として、本件施設等の維持管理委託費部分及びプール運営にかかる業務委託費
部分の一年間の金額の20%を市に対して支払うものとする。
- (3) 本件施設の維持管理業務開始後に事業者の責めに帰すべき事由により事業協定が解除
され、かつ、事業者の責めに帰すべき事由により本件施設等が損傷している場合、事業
者は市に対して必要な修繕費を支払うものとする。ただし、全壊、もしくは損傷がひど
く修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、市の被る損害額が未払いのサ
ービス購入費を上回る場合には、市は、未払いのサービス購入費の支払期限が到来した
ものとみなして、かかるサービス購入費と損害額とを相殺することにより、残存するサ
ービス購入費の支払義務を免れることができるものとする。なお、これにより市のその
余の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。

（市の債務不履行）

第59条 市が本契約に基づいて履行すべきサービス購入費その他の金銭の支払を遅延した場合、
当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年8.25%の割合で計算した額を事業者に対し遅
延損害金として支払うものとする。

- 2 市が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内に当該違反を
是正しない場合、事業者は本契約を解除することができる。ただし、この場合、本件施設等の
所有権は、市に留保されるものとする。
- 3 前項に従い本契約が終了した場合、市は、事業者に対して、当該終了により事業者が被った
損害を賠償する。この場合、本件施設の引渡が完了しているときには、市はサービス購入費の
うち施設整備費部分を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。ただし、屋外運動場が完
工していない場合には、市の支払金額を適宜調整する。

（市による任意解除）

第60条 市は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有
することなく本契約を解除することができる。この場合、本件施設の引渡が完了しているとき

には、市はサービス購入費のうち、施設整備費部分を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。ただし、屋外運動場が完工していない場合には、市の支払金額を適宜調整する。また市は事業者に対して、当該解除により事業者が被った一切の損害を速やかに賠償する。

(市及び事業者に帰責事由のない場合)

第 61 条 本契約の締結後における法令変更又は不可抗力により事業の継続が不能となった場合又は事業協定の履行のために多大な費用を要する場合は、それぞれ第 7 章及び第 8 章に従い事業協定が終了する。

第 7 章 法令変更

(通知の付与)

第 62 条 本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより、本件施設等が設計図書に従い建設若しくは整備できなくなった場合、又は本件施設等が本契約、維持管理仕様書若しくは運営仕様書で提示された条件に従って運営若しくは維持管理できなくなった場合、事業者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを市に対して通知するものとする。

2 市及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、当該市又は事業者は法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第 63 条 市が事業者から前条第 1 項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者は、当該法令変更に対応するために速やかに本件施設の設計、維持管理・運営開始予定日、本契約、維持管理仕様書及び運営仕様書の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から 120 日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、市が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙 13 に記載する負担割合によるものとする。

(契約の終了)

第 64 条 本契約の締結後における法令変更により、市が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を終了することができる。

2 前項の場合において、本件施設が完成している場合には、その所有権は市に移転ないし留保

されるものとし、本件施設が未完成である場合には、市は出来形部分を検査の上、これを買取るものとする。なお、これらの場合、市は本件サービス購入費のうち施設整備費部分を、解除前の支払スケジュールに従って支払うものとするが、本件施設が未完成又は屋外運動場の整備が完工していない場合には、市の出来形検査により施設整備費の金額を調整するものとする。また、市は事業者が維持管理業務及びプール運営業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

第8章 不可抗力

(通知の付与)

第65条 本契約の締結日の後に不可抗力により、本件施設等が設計図書に従い建設又は整備できなくなった場合、又は本件施設等が本契約、維持管理仕様書若しくは運営仕様書で提示された条件に従って維持管理若しくは運営できなくなった場合、事業者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを市に対して通知しなければならない。

2 市及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、市又は事業者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第66条 市が事業者から、前条第1項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本件施設等の設計、維持管理・運営開始予定日、事業協定、維持管理仕様書及び運営仕様書の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。

2 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、市が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙14に記載する負担割合によるものとする。

(不可抗力への対応)

第67条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力により本件施設への重大な損害が発生した場合、事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、維持管理仕様書又は運営仕様書に従った対応を行うものとする。

(契約の終了)

第68条 第66条第1項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本

契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合においては、市は、第 66 条第 2 項にかかわらず、事業者への書面による通知をすることにより、本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。また、事業者は、市が第 66 条第 2 項に規定する通知をしない場合には、市への書面による通知をすることにより、本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

2 前項の場合において、本件施設が完成している場合には、その所有権は市に移転ないし留保されるものとし、本件施設が未完成である場合には、市は出来形部分を検査の上、これを買取るものとする。

3 前 2 項の場合、市はサービス購入費のうち施設整備費部分を、解除前の支払スケジュールに従って支払うものとするが、本件施設が未完成又は屋外運動場の整備が完工していない場合には、市の出来形検査により施設整備費の金額を調整するものとする。また、市は事業者が維持管理業務及びプール運営業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

第 9 章 その他

(公租公課の負担)

第 69 条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とする。市は、サービス購入費を支払うほか、事業協定に関連する全ての公租公課について別途負担しないものとする。ただし、本契約締結時点で市及び事業者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合には、その負担について、事業者は市と協議することができるものとする。

(協議)

第 70 条 本契約において両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(契約上の地位の譲渡)

第 71 条 市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は本契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(財務書類の提出)

第 72 条 事業者は、事業期間の終了に至るまで、会計年度の最終日より 3 ヶ月以内に、公認会計士の監査済財務書類を市に提出し、かつ、市に対して監査報告を行うものとする。なお、市は当該監査報告を公開することができる。

(秘密保持)

第 73 条 市及び事業者は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の秘密及び本件事業に関して知り得た個人情報の内容を自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、又は出資者以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本件事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本件事業に関して知る前に公知であったもの、本件事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本件事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、秘密保持義務の対象から除くものとする。

(出資者による保証)

第 74 条 事業者は、出資者による別紙 15 に記載する内容を有する保証書を取得し、その写しを本契約締結時に市に対して提出しなければならない。

(事業者に対する制約)

第 75 条 事業者は、事業期間中、市の事前の承諾を得ない限り、出資者以外の第三者に対して株式、転換社債、新株引受権付社債を発行せず、また、事業者の株式を引き受ける権利を出資者以外の第三者に対して与えないものとする。

第 10 章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第 76 条 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知ないし解約は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとする。

2 本契約の履行に関して市・事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

3 本契約上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法が規定するところによるものとする。

4 事業者が市に対して損害金、違約金等の支払債務があるときには、市はこれをサービス購入費から控除することができる。

(準拠法)

第 77 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 78 条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第 79 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合，又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は，その都度，市及び事業者が誠実に協議の上，これを定めるものとする。

2 本契約，入札説明書等及び応募者提案の間に齟齬がある場合，本契約，入札説明書等，応募者提案の順にその解釈が優先するものとする。また，本契約及び入札説明書等に定めがない場合，第 2 回質問回答書のうち条件規定書にかかる部分に基づき解釈し，当該解釈は応募者提案に優先するものとする。

別紙 1 日程表

平成 13 年 4 月	建設工事着工
平成 14 年 7 月末	施設引渡し，所有権移転
平成 14 年 8 月	施設維持管理開始
平成 14 年 8 月末	屋外運動場完工，引渡し
平成 14 年 9 月	新校舎での授業開始，プール運営開始
平成 29 年 3 月末	維持管理・運営委託期間終了

別紙 2 事業概要書

施設概要	建設予定地	調布市西つつじヶ丘4丁目2番地6		
	敷地面積	13,286.079m ²		
	校舎及び 体育館棟	延床面積	約11,000m ²	
		最高高さ	14.7m	
		構造規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上3階建て	
		施設内容	事務室, 職員室, 校長室, 保健室, 技能主事室, 給食調理室, 普通教室12教室, 多目的教室6教室, 相談室, 生活科室, プレイルーム, 図工室, 理科室, 家庭科室, ランチルーム, ワークスペース・展示コーナー, 学校図書館, コンピューター室, 会議室, 音楽室2教室, 開放型体育館, 地域図書館, 談話室, 防災備蓄倉庫, 温水プール, メモリアルコーナー	
	付 属 棟	延床面積	約110m ²	
		最高高さ	5.1m	
		構造規模	鉄筋コンクリート造平屋建て	
		施設内容	体育倉庫, 校庭用便所	
屋外運動場	面 積	約3,600m ²		
	主要仕様	暗きょ排水, 表面排水, グラウンド散水設備(スプリンクラー), 校庭運動器具		
事業範囲	設計・建設関連業務 ・建築確認申請等の手続 ・VE提案に伴う設計変更 ・施設の建設工事 ・工事を伴う備品の設置工事 ・工事監理 ・屋外運動場の設計 ・屋外運動場の整備工事 ・施設等の市への所有権移転業務			
	維持管理業務 ・建築物保守管理業務 ・建築設備等保守管理業務 ・外構等保守管理業務 ・清掃業務 ・環境衛生管理業務 ・警備業務			
	温水プール運営業務 ・受付案内業務 ・プール監視業務 ・スケジュール管理業務及び団体利用の予約管理業務 ・利用料金徴収業務(市の代行) ・水質管理業務 ・衛生管理業務 ・利用者への情報提供業務 ・水泳教室, アクアフィットネス等の市民開放事業運営業務			

別紙3 設計に伴う提出図書

設計図 : 2部

内訳書 : 2部

数量調書 : 2部

メーカー見積書 : 2部

別紙4 着手時の提出図書

工事着手届：2部（工事工程表を添付のこと）

現場代理人及び主任技術者等届：2部（経歴書を添付のこと）

承諾願（仮設計画書）：2部

承諾願（工事記録写真撮影計画書）：2部

承諾願（施工計画書）：2部（施工計画書を添付のこと）

承諾願（主要資材一覧表）：2部（主要資材一覧表を添付のこと）

報告書（下請業者一覧表）：2部（下請業者一覧表を添付のこと）

ただし、承諾願については、請負人が工事監理者に提出してその承諾を受けたものを、工事監理者が市に提出・報告する。

別紙 5 施工時の提出図書

日曜・祝日等の工事施工届：2部（深夜工事にも使用）

承諾願（機器承諾願）：2部

承諾願（残土処分計画書）：2部

承諾願（産業廃棄物処分計画書）：2部

承諾願（主要工事施工計画書）：2部

承諾願（生コン配合計画書）：2部

報告書（各種試験結果報告書）：2部

報告書（各種出荷証明）：2部

報告書（マニフェストD票）：2部（うち1部は原本）

ただし、承諾願については、請負人が工事監理者に提出してその承諾を受けたものを、工事監理者が市に提出・報告する。

別紙6 サービス購入費の金額及び支払スケジュール

(単位：円)

契約金額	消費税抜き		4,379,030,000	支払時期	
	消費税		195,413,650		
	サービス購入費合計金額		4,574,443,650		
施設整備費	元本	消費税抜き	1,767,550,000	元本・金利 上期分：10月末迄支払 下期分：4月末迄支払	
		消費税	88,377,500		
		計	1,855,927,500		
	一次支払金	消費税抜き	1,160,000,000		一次支払金・消費税 平成15年4月末迄支払
		消費税	58,000,000		
		計	1,218,000,000		
	金利	消費税抜き	470,757,000		
		消費税支払は無し	0		
		計	470,757,000		
	小計	消費税抜き	3,398,307,000		
		消費税	146,377,500		
		計	3,544,684,500		
維持管理・運営費	消費税抜き		980,723,000	上期分：10月末迄支払 下期分：4月末迄支払	
	消費税		49,036,150		
	計		1,029,759,150		

施設整備費にかかわる消費税額(元本分 88,377,500円、一次支払金分 58,000,000円)は、一次支払金支払時(平成15年4月末迄)に、一次支払金分 1,160,000,000円と合わせて支払う。

上記を除く施設整備費及び維持管理・運営費は、各々、上期分を10月末迄に、下期分を翌年度4月末迄に支払う。

一次支払金には、工事監理費 42,160,000円(税抜き)を含むものとする。

・ 計 ...当該年度合計
・ 上計...当該年度上半期分合計(4月1日～9月末日)
・ 上S...上半期分施設整備費部分(元本・金利)
・ 上I...上半期分維持管理・運営費部分
・ 上変...上半期分プール運営に係る変動費
・ 下計...当該年度下半期分合計(10月1日～3月末日)
・ 下S...下半期分施設整備費部分(元本・金利)
・ 下I...下半期分維持管理・運営費部分
・ 下変...下半期分プール運営に係る変動費

支払スケジュール

A：一次支払金及び一次支払金を除く施設整備費に係る消費税額

(平成15年4月末までに支払う)

(単位：円)

一次支払金分	(消費税抜き)	1,160,000,000
	(消費税)	58,000,000
一次支払金を除く施設整備費に係る消費税		88,377,500
合 計		1,306,377,500

B：Aを除くサービス購入費

(単位：円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
計	税抜	111,198,000	221,988,000	221,988,000	221,988,000	221,988,000	
	税	1,700,750	3,381,100	3,381,100	3,381,100	3,381,100	
	計	112,898,750	225,369,100	225,369,100	225,369,100	225,369,100	
上計	税抜		110,994,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	
	税		1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計		112,684,550	112,684,550	112,684,550	112,684,550	
上S	元本	税抜		48,811,000	50,435,000	52,113,000	53,847,000
		税		0	0	0	0
		計		48,811,000	50,435,000	52,113,000	53,847,000
	金利	税抜		28,372,000	26,748,000	25,070,000	23,336,000
		税		0	0	0	0
		計		28,372,000	26,748,000	25,070,000	23,336,000
	小計	税抜		77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
		税		0	0	0	0
		計		77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
上I	税抜		33,811,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	
	税		1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計		35,501,550	35,501,550	35,501,550	35,501,550	
上変							
下計	税抜	111,198,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	
	税	1,700,750	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計	112,898,750	112,684,550	112,684,550	112,684,550	112,684,550	
下S	元本	税抜	48,019,000	49,616,000	51,267,000	52,973,000	54,735,000
		税	0	0	0	0	0
		計	48,019,000	49,616,000	51,267,000	52,973,000	54,735,000
	金利	税抜	29,164,000	27,567,000	25,916,000	24,210,000	22,448,000
		税	0	0	0	0	0
		計	29,164,000	27,567,000	25,916,000	24,210,000	22,448,000
	小計	税抜	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
		税	0	0	0	0	0
		計	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
下I	税抜	34,015,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	
	税	1,700,750	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計	35,715,750	35,501,550	35,501,550	35,501,550	35,501,550	
下変							

(単位:円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
計	税抜	221,988,000	221,988,000	221,988,000	221,988,000	221,988,000	
	税	3,381,100	3,381,100	3,381,100	3,381,100	3,381,100	
	計	225,369,100	225,369,100	225,369,100	225,369,100	225,369,100	
上計	税抜	110,994,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	
	税	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計	112,684,550	112,684,550	112,684,550	112,684,550	112,684,550	
上 S	元 本	税抜	55,638,000	57,489,000	59,402,000	61,379,000	63,421,000
		税	0	0	0	0	0
		計	55,638,000	57,489,000	59,402,000	61,379,000	63,421,000
	金 利	税抜	21,545,000	19,694,000	17,781,000	15,804,000	13,762,000
		税	0	0	0	0	0
		計	21,545,000	19,694,000	17,781,000	15,804,000	13,762,000
	小 計	税抜	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
		税	0	0	0	0	0
		計	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
上 I	税抜	33,811,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	
	税	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計	35,501,550	35,501,550	35,501,550	35,501,550	35,501,550	
上変							
下計	税抜	110,994,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	
	税	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計	112,684,550	112,684,550	112,684,550	112,684,550	112,684,550	
下 S	元 本	税抜	56,556,000	58,438,000	60,382,000	62,391,000	64,467,000
		税	0	0	0	0	0
		計	56,556,000	58,438,000	60,382,000	62,391,000	64,467,000
	金 利	税抜	20,627,000	18,745,000	16,801,000	14,792,000	12,716,000
		税	0	0	0	0	0
		計	20,627,000	18,745,000	16,801,000	14,792,000	12,716,000
	小 計	税抜	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
		税	0	0	0	0	0
		計	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
下 I	税抜	33,811,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	
	税	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計	35,501,550	35,501,550	35,501,550	35,501,550	35,501,550	
下変							

(単位:円)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
計	税抜	221,988,000	221,988,000	221,988,000	221,988,000	221,988,000	
	税	3,381,100	3,381,100	3,381,100	3,381,100	3,381,100	
	計	225,369,100	225,369,100	225,369,100	225,369,100	225,369,100	
上計	税抜	110,994,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	
	税	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計	112,684,550	112,684,550	112,684,550	112,684,550	112,684,550	
上 S	元 本	税抜	65,531,000	67,711,000	69,964,000	72,292,000	74,698,000
		税	0	0	0	0	0
		計	65,531,000	67,711,000	69,964,000	72,292,000	74,698,000
	金 利	税抜	11,652,000	9,472,000	7,219,000	4,891,000	2,485,000
		税	0	0	0	0	0
		計	11,652,000	9,472,000	7,219,000	4,891,000	2,485,000
	小 計	税抜	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
		税	0	0	0	0	0
		計	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
上 I	税抜	33,811,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	
	税	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計	35,501,550	35,501,550	35,501,550	35,501,550	35,501,550	
上変							
下計	税抜	110,994,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	110,994,000	
	税	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計	112,684,550	112,684,550	112,684,550	112,684,550	112,684,550	
下 S	元 本	税抜	66,612,000	68,829,000	71,119,000	73,485,000	75,930,000
		税	0	0	0	0	0
		計	66,612,000	68,829,000	71,119,000	73,485,000	75,930,000
	金 利	税抜	10,571,000	8,354,000	6,064,000	3,698,000	1,253,000
		税	0	0	0	0	0
		計	10,571,000	8,354,000	6,064,000	3,698,000	1,253,000
	小 計	税抜	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
		税	0	0	0	0	0
		計	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000	77,183,000
下 I	税抜	33,811,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	33,811,000	
	税	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	1,690,550	
	計	35,501,550	35,501,550	35,501,550	35,501,550	35,501,550	
下変							

別紙7 市又は事業者が付保する保険

1. 市が付保する保険（平成12年度現在）

【維持管理・運営時】

（1）学校管理下の場合

日本体育・学校健康センター

給付対象：義務教育諸学校の管理下における児童，生徒等の災害に関する必要な給付

- 給付基準：1 医療費 500点（5,000円）×3/10 + 1/10
2 障害見舞金 73万円～3,370万円
3 死亡見舞金 2,500万円（運動等の行為と関連なしに発生した突然死，通学中は半額）
4 供花料 17万円（第三者行為による災害で相手方から損害賠償を受けたことにより死亡見舞金が支給されない場合支給）
- 第三者の損害賠償額と障害見舞金又は死亡見舞金及び医療費の支払い範囲
第三者の損害賠償額 > 障害見舞金等 の場合 給付しない
第三者の損害賠償額 < 障害見舞金等 の場合 差額を給付

全国市長会学校災害賠償保険

学校管理下における事故で賠償請求された場合の，日本体育・学校健康センターから支給される障害見舞金及び死亡見舞金の上乘せ保険及び財物賠償

賠償保険金額：1事故 5億円 1名 5千万円

生徒以外の者でも学校管理下の事故の場合対象となる。

東京都市町村民交通災害共済

支給対象：日本国内で発生した交通機関による人身事故

調布市立学校事故見舞金支給規定

支給対象：学校管理下の事故

見舞金額又は弔慰金額：負傷及び疾病	入院2週間以上3週間未満	5千円
	入院3週間以上	1万円
障害	日本体育・学校健康センター法施行規則の等級に準ずる。	
	11級～14級	1万円
	6級～10級	2万円
	1級～5級	3万円
死亡		5万円

（2）学校管理下以外の場合

市民総合賠償補償保険

ア 賠償責任保険

内容：市が所有，使用，管理する施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について，市に法律（国家賠償法，民法）上の賠償責任が生じることによって被る損害を総合的にてん補契約類型と保険金額（てん補限度額）：

D型 身体賠償 1名につき1億円，1事故につき10億円

財物賠償 1事故につき2,000万円

免責金額 なし

対象となる損害：

- ・市が所有，使用，管理する自治体施設の瑕疵（欠陥）
- ・市が所有，使用，管理する自治体施設の管理業務遂行上の過失
- ・市が行う自治体業務遂行上の過失
- ・市が福祉施設・保養施設において生産販売または提供する自治体生産物（飲食物及びその他の製品）

に起因して、住民等第三者の生命もしくは身体を害し（身体障害）、または財物を滅失、き損もしくは汚損（財物損壊）した場合において、市に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害について保険金を支払う。

イ 補償保険

内容：市が主催する行事、または市民団体によるボランティア活動に参加している住民が急激かつ偶然な外来の事故について、市に法律上の賠償責任の有無に関係なく、市が支払う補償金（見舞金）をてん補する保険

契約類型と保険金額（てん補限度額）：

4型（5口）	死亡	100万円（1口単位）
	後遺障害	3～100万円（＃）
	入院補償保険金	入院数に応じ1～15万円
	通院補償保険金	なし（¥0）

対象となる損害：

市が行う業務（行事等の主催、共催下）の遂行に起因する急激かつ偶然の外来事故によって、住民等第三者が死亡または、身体障害（後遺障害を伴うものに限る。）もしくは入院（通院は含まない。）を伴う障害を被った場合、保険金額を限度に支払われる。

調布市市民災害賠償責任保険

概要：市が管理する事業及び所有、使用、管理する施設において利用者・参加者がケガをしたり、死亡したりした場合に、賠償責任義務発生の有無にかかわらず見舞金が支払われる。

被保険者：市が管理する事業に参加する市民等（市外在住者を含む。）

施設開放（事業）の利用者

保険種目及び保険金額（てん補限度額）

施設賠償責任保険のうち、施設被災者見舞費用特約

被保険者1名につき 死亡 50万円

後遺障害 50万円×3～100%

入院 2～10万円

通院 1～5万円

（3）建物総合損害共済

1）共済事業者

社団法人 全国市有物件災害共済会

2）補償内容

火災

落雷

破裂・爆発

建物、工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊

車両の衝突、接触

騒じょう、労働争議、これら類似の集団示威行動に伴う暴行

風水雪害

土砂崩れ

消防活動による水ぬれ、破壊などによる損害も補償される。

（注）1．「災害共済金を支払わない場合」を除く。

2．上記4、5、6、7、8の災害は、損害額が5万円以上のときに補償する。

3．上記7、8の災害による災害共済金は、通常の災害共済金の100分の50に相当する額となる。

3）共済の対象

市（一部事務組合等も含まれる。）が所有、使用、管理している財産（建物、工作物、動産）

4) 支払われる災害共済金

建物の場合、再調達価額いっぱい契約金額（共済責任額）を掛けることができ、実際必要となる再調達・復旧費用が全額支払われる。

（注）再調達価額とは、同等の建物を新たに建築するのに必要な費用をいう。

5) 免責条項

故意若しくは重過失又は法令違反による損害

火災若しくは発熱又は加熱若しくは乾燥作業に因る損害

紛失又は盗難に因る損害

ガラスのみに生じた損害

車両の衝突又は接触に因る電車・自動車の損害

屋外動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊に因り、屋外動産内の動産について生じた損害

戦争又は暴動その他の事変に因る損害

地震若しくは噴火又はこれらによる津波に因る損害

核燃料物質等に因る損害

2. 事業者が付保する又は付保せしめる保険

【建設時】

（

（1）建設工事保険（損害保険）

概要

ビルなどの各種建物建築工事を対象とし、工事現場に材料が搬入されてから、引渡しまでの工事中において、偶発的事故によって工事の目的物、工所用仮設物、工所用仮設建物、工所用材料、工所用仮設材に生じた損害を幅広くてん補する保険。

保険対象物

含むもの

- ・本工事及びこれに付随する仮工事
- ・工所用材料及び工所用仮設材
- ・工所用仮設物
- ・工所用仮設建物、これに収容されている什器備品

含まないもの

- ・据付機械設備等の工所用仮設備、工所用機械器具及びこれらの部品
- ・航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- ・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これに準ずるもの

補償内容

対象となる損害

工事現場において、不測かつ突発的な事故によつての損害

- ・火災、爆発、破裂による損害
- ・地盤沈下による損害
- ・暴風、落雷による損害
- ・航空機の墜落、車両の衝突による損害
- ・盗難の損害（損害発生後 30 日以内に発見されたものに限る。）

対象とならない損害

- ・保険契約者、被保険者、工事現場責任者の故意、重過失、法令違反による損害
- ・風、雨、ひょう、砂塵の吹き込み、漏入損害

- ・寒気，霜，氷または雪による損害
- ・戦争，暴動などによる損害
- ・官公庁による差し押さえ，没収，破壊による損害
- ・地震，噴火，津波，高潮，洪水，内水氾濫，豪雨による損害
- ・核燃料物質，放射線照射，放射能汚染による損害
- ・保険の対象物が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合（部分使用）においてその部分に生じた損害
- ・保険対象物の特性，瑕疵による損害，保険の対象物の自然の消耗，劣化による損害
- ・工事中仮設材として使用される矢板，くい，H型鋼その他これらに類する物の打ち込みもしくは引き抜きの際に生じた曲損，破損，引き抜き不能

今回特約によって対象となる損害

- ・水災危険担保特約条項
（高潮，洪水，内水氾濫，豪雨による土砂崩れ，がけ崩れなどによる損害）
- ・雪災危険担保特約条項（雪による損害）
- ・部分使用による危険担保特約条項
（保険の対象物が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において，その部分に生じた損害）

補償額

限度額

- ・実際の損害を元に復旧する費用

免責額

- ・火災，落雷，爆発によるもの なし
- ・その他 1 事故につき 10 万円

（２）請負賠償責任保険（第三者賠償保険）

概要

請負業者が仕事の遂行に関連して，事故により第三者（通行人や周辺住民）の生命，身体を害したり，財物を損壊したために法律上，損害賠償しなければならない場合に生じる損害をてん補する保険。

補償内容

対象となる損害

- ・被害者への損害賠償金（被害者への治療費や慰謝料，物を壊した修理費や再購入費）
- ・応急手当費用（被害者の応急手当，病院への護送費用など）
- ・訴訟費用（弁護士の報酬その他の訴訟，仲裁，和解などに要した費用）
- ・権利行使保全費用（賠償事故につき，他人から損害の賠償を受けることができる場合において，その権利の行使または保全について必要な手続きをなすための費用）

対象とならない損害

- ・保険契約者，被保険者の故意によって生じた事故
- ・地盤変動，土砂崩れ，振動等が原因となって生じた財物の損壊
- ・工事の終了または引越しの後，その仕事にミスがあったために生じた事故
- ・じんあい（ほこり），騒音に起因する損害
- ・地下水の増減に係る損害

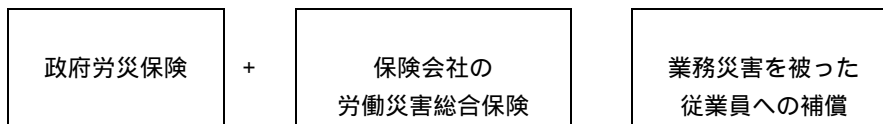
支払い限度額

- ・対人賠償 1 名 1 億 1 事故 3 億 免責金額 5 万円
- ・対物賠償 1 事故 1 億 免責金額 5 万円

（３）労働災害総合保険（労災上乘せ保険）

概要

業務災害を被った従業員またはその遺族に対し、政府労災の上乗せ補償をされた場合にてん補する保険。



(注)この保険は政府労災保険による法定補償額の不足を補う上積み保険ですので、政府労災保険に加入されていることが前提です。

保険対象

対象となるもの

- ・ 政府労災の対象事故で本人または遺族に貴社が支払った補償金

対象とならないもの

- ・ 労災保険の給付が行われていない場合
- ・ 事業責任者の故意による事故
- ・ 地震，噴火，津波による事故
- ・ 被用者が泥酔運転，無免許運転をしている間の事故

補償内容

	給付金額(万円)
死亡	3000
後遺障害 1 級	2500
後遺障害 2 級	2000
後遺障害 3 級	2000
後遺障害 4 級	800
後遺障害 5 級	700
後遺障害 6 級	600
後遺障害 7 級	500

(4) 保証委託契約(履行補償保険)

概要

受注者(債務者)と損害保険会社との間の保証委託契約に基づき、発注者(債権者)と損害保険会社との間で成立する保証契約。

保証人である損害保険会社は、受注者が請け負った工事等を履行することが出来なくなった場合に、受注者が請負契約上負担する損害賠償債務や請負契約の履行を、受注者に代わって行う。

保証金額

工事契約金額の 10%

【維持管理・運営時】

ア ビルメンテナンス業者賠償責任保険

内容：契約に基づく建物管理業務，設備管理業務，清掃業務等に起因して生じた偶発の事故について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補

契約類型と保険金額(てん補限度額)：

漏水担保特約及び請負業者管理責任担保特約を付保

身体賠償 1名につき1億円，1事故につき5億円

財物賠償 1事故につき1億円

免責金額 3万円

対象となる損害：

- ・業務の遂行に起因した事故により、第三者の生命もしくは身体を害し（身体障害）、または財物を滅失、き損もしくは汚損（財物損壊）した場合において、法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害について。
- ・施設の給排水管、冷暖房装置、湿度調整装置、消火栓、水の漏出、いっ出又はスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出に起因する損害について。（漏水担保特約）
- ・被保険者が使用又は管理する他人の財物の損壊について（請負業者管理責任担保特約）

イ 施設賠償責任保険（プールにおけるサービスプログラム提供時）

内容： 業務中の指導等において、過失により生じた事故

施設の使用又は管理において起きた偶然の事故や業務を運営中に起きた偶然の事故

契約類型と保険金額（てん補限度額）：

適用費用：損害賠償金、治療費、慰謝料、訴訟費用、弁護士費用他、保険会社が認める費用

保険金額：身体賠償 1名につき2億円、1事故につき5億円

免責金額 5万円

適用費用：事故日より180日以内に発生した治療費のみ

（内科・外科処置、X線検査、歯科処置、入院、補てつ装置、職業家政婦の各費用

保険金額：身体賠償 1名につき50万円、1事故につき100万円

免責金額 5万円

対象となる損害：

業務の遂行に起因した事故により、第三者の生命もしくは身体を害し（身体障害）、または財物を滅失、き損もしくは汚損（財物損壊）した場合において、法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害について。

業務の過失の有無に関わらず、利用者の被った事故

別紙 8 竣工時の提出図書（本件施設）

工事完了届：2部

工事記録写真：1部

竣工図（建築）：1式（製本図1部，原図1部，及びMO）

竣工図（電気設備）：1式（製本図1部，原図1部，及びMO）

竣工図（機械設備）：1式（製本図1部，原図1部，及びMO）

竣工調書：2部

竣工写真：1部

別紙 9 竣工時の提出図書（屋外運動場）

工事完了届：2部

工事記録写真：1部

竣工図：2部（第2原図1部，白焼1部）

竣工調書：2部

竣工写真：1部

別紙 10 本件施設の引渡し方法及び所有権移転手続

本件施設の引渡し及び所有権移転に関する手続等の流れは以下に示すとおりである。

1. 市による本件施設の完工確認
2. 市による維持管理体制の確認
3. 市から事業者への完工確認書の交付
4. 本件施設の引渡し
5. 市から事業者への登記手続の委任
事業者の委託する土地家屋調査士及び司法書士への委任状の交付
6. 事業者の委託した土地家屋調査士による市名義での建物表示登記手続
必要書類 建物図面（配置図）
各階平面図
委任状
建築確認通知書
検査済証
工事完了引渡書
7. 事業者の委託した司法書士による市名義での建物保存登記手続
必要書類 委任状
8. 所有権移転手続の完了

別紙 11 業務報告書の概要

1. 施設等の維持管理

(1) 日報への主な記載事項

- ・ 出入口開扉・閉扉時間
- ・ 施設内巡回・巡視・点検状況
- ・ 巡視・点検事項別の異状等の有無
- ・ ガス器具等点検結果
- ・ 修理・交換等実施状況
- ・ 清掃業務実施状況
- ・ 催物等開催事項

）設備機器の運転日誌，定期点検整備，補修，事故・故障等の記録は別途記録する。

(2) 月報への主な記載事項

日報並びに定期点検整備，補修及び事故・故障等の記録をもとに，業務項目ごとに報告事項を記載する。

2. プールの運営

(1) 日報への主な記載事項

- ・ プール状況：水温，室温，PH，腰洗塩素
- ・ 残留塩素：毎1時間，2地点
- ・ 利用状況：時間帯別，大人・こども・団体別利用者数
うち65歳以上の高齢者及び身障者の利用者数
団体使用，サービスプログラム等実施状況

）事故があった場合は，別途事故報告書にて報告する。

(2) 月報への主な記載事項

日報及び事故報告書等をもとに，また，利用料金集金・入金結果と合わせて，業務項目ごとに報告事項を記載する。

別紙 12 維持管理・運営費部分の減額及び支払い停止の方法

1. 減額等の対象

- ・減額等の対象となる支払は、サービス購入費のうち、施設維持管理、プール運営に係る部分とする。

2. 減額等の措置を講じる事態

- ・要求水準書に示す内容を市が享受できない状態。
- ・上記の状態について、以下に定める程度を設定する。
 - 学校教育・地域開放が実施できなくなる程度（以下「レベル1」という。）
 - 学校教育・地域開放は実施できる程度（以下「レベル2」という。）

3. 減額等の決定過程

- ・レベル1及び2の状態に陥り、かつ、市と事業者間の協議により定められる治癒期間以内に解消できない場合、1日につき、レベル1は3ポイント、レベル2は1ポイントのペナルティポイントをカウントする。

4. 減額等の決定

- ・支払対象期間(各年度の半年間)の累積ペナルティポイントが以下に達した場合は、減額等の措置内容が決定する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
0～4	減額等なし
5～9	10%の減額
10以上	支払停止

5. 支払停止

- ・累積ペナルティポイントが10以上の場合、支払停止とするが、翌期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが4以下であれば、翌期分の支払時に、当該委託料の90%を加算して支払う。
- ・累積ペナルティポイントが10以上の場合で、翌期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが5以上であれば、契約を解除する。

別紙 13 法令変更による損害金分担規定

<u>法令変更</u>	<u>市負担割合</u>	<u>事業者負担割合</u>
a) 本件施設等整備事業に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
b) a)記載の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%

なお、「本件施設等整備事業に直接関係する法令」とは、特に本件施設等及び本件施設等と類似のサービスを提供する施設の維持管理・運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

別紙 14 不可抗力による損害金分担規定

1. 設計建設期間中に不可抗力が生じた場合、本件施設、屋外運動場それぞれにつき、追加費用額が同期間中の累計で、その建設工事費又は整備工事費相当額の 1000 分の 10 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、市又は事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。

2. 本件施設等の維持管理・運営期間中（屋外運動場についてはその完工後）不可抗力が生じた場合、本件施設、屋外運動場それぞれにつき、追加費用額が一事業年度につき累計で、年間の維持管理・運営費部分相当額（ただし、第 53 条による物価変動に伴う補正を考慮し、かつ、第 54 条による減額を考慮しない金額とする。）の 1000 分の 10 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、市又は事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。

別紙 15 保証書の様式

平成13年3月 日

調布市

調布市長 吉尾 勝征 様

出 資 者 保 証 書

調布市及び調和小学校市民サービス株式会社(以下「事業者」という)間で本日付で締結された調布市立調和小学校整備並びに維持管理及び運営事業に係る特定事業契約(以下「事業契約」という)に関して、出資者である三井物産株式会社,株式会社ハリマビステム,鹿島建設株式会社,株式会社間組,林建設株式会社(以下「当社ら」という)は,本日付をもって,貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し,かつ,表明及び保証致します。なお,特に明示の無い限り,本出資者保証書において用いられる語句は事業契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が,平成13年3月7日に商法上の株式会社として適法に設立され,本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日時点における発行済株式総数は200株であり,うち,70株を三井物産株式会社,60株を株式会社ハリマビステムが,35株を鹿島建設株式会社が,21株を株式会社間組が,14株を林建設株式会社が,それぞれ保有していること。
- 3 事業者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として,当社らが保有する事業者の株式を金融機関に対して譲渡し,又は同株式上に担保権を設定する場合,事前にその旨を貴市に対して書面により通知しその承諾を得た上で行うこと。また,担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに貴市に対して提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き,当社らは,事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有する

ものとし、貴市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと（ただし、当社らの一部の者に対して当社らが有する事業者の株式の一部を譲渡する場合には、貴市に対する事後報告をもって足りるものとする）。

以上

住 所

三井物産株式会社

代表者

代表取締役 [] 印

住 所

株式会社ハリマビステム

代表者

代表取締役 [] 印

住 所

鹿島建設株式会社

代表者

代表取締役 [] 印

住 所

株式会社間組

代表者

代表取締役 [] 印

住 所

林建設株式会社

代表者

代表取締役 [] 印

別紙 16 定義集

本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

1. 「維持管理・運営開始予定日」とは、平成 14 年 8 月 1 日をいう。
2. 「維持管理・運営期間」とは、本件施設の維持管理・運営開始予定日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間をいう。
3. 「請負人」とは、鹿島建設株式会社、株式会社間組、及び林建設株式会社から成る建設企業共同体をいう。
4. 「事業期間」とは、本契約の締結日から本契約の終了する日（平成 29 年 3 月 31 日又は中途解除の日）までの期間をいう。
5. 「事業年度」とは、運営期間中の各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。
6. 「出資者」とは、事業者に対して出資を行い、その株式を保有する者をいう。
7. 「設計建設期間」とは、本件施設、屋外運動場それぞれについて、事業協定の締結日の翌日から施設の完工が市により確認される日までの期間をいう。
8. 「サービス購入費」とは、市が本件事業について維持管理・運営期間を限度として債務を負担する行為により支払う金銭をいう。サービス購入費のうち施設整備費部分とは、一次支払金及び各回の支払金額のうち 77,183,000 円をいい、維持管理・運営費部分とは、その余の部分の部分をいう。
9. 「入札説明書等」とは、入札説明書及びその添付資料、第 1 回及び第 2 回質問回答書（ただし、条件規定書にかかる質問回答を除く）及びその添付資料をいう。
10. 「引渡予定日」とは、本件施設については平成 14 年 7 月末日をいう。ただし、本契約によって延期された場合には、延期後の日とする。
11. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の

自然災害，又は騒擾，騒乱，暴動その他の人為的な現象のうち，通常の予見可能な範囲外のものであって，市及び事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。

12. 「本件事業」とは，事業者が本契約に基づき実施する事業をいう。
13. 「本件施設」とは，本件事業を遂行するために事業者が本件土地に建設する施設，すなわち調布市立調和小学校の校舎及び体育館棟並びに付属棟等をいい，「本件施設等」とは本件施設及び屋外運動場をいう。
14. 「民間事業者提案」とは，入札説明書等の規定に従い事業者の株主となる者らが市に対して提出した本件事業に関する一切の提案をいい，落札者が平成 13 年 2 月 19 日に市に対して提出した「設計・建設業務提案書」，「維持管理業務提案書」及び「プール運営業務提案書」に含まれる提案並びに平成 13 年 3 月 9 日に提出された「維持管理・プール運営仕様書（案）」において落札者が市に対して提案した事項を含むものとする。